

指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）運営規程

（事業の目的）

第1条 特定医療法人誠仁会が開設する老人保健施設ひらのが行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「理学療法士等」という。）が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法の必要なリハビリテーションを行うことを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることとする。
- 2 指定訪問リハビリテーションの提供に当たって、病状が安定期にあり、診察にもとづき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた要介護者とする。
- 3 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たって、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他、保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努めることとする。

（名称及び所在地）

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 老人保健施設ひらの
- 2 所在地 神戸市西区平野町大畑6-1

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業の従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
セラピスト	理学療法士	1		施設と兼務

セラピスト	作業療法士	1		施設と兼務
-------	-------	---	--	-------

(1) 管理者

管理者は、従業員の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとし、また、医学的観点から計画の作成に必要な情報提供及びリハビリ方法についての指導、助言や利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。

(2) セラピスト

セラピストは、医師の指示・訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション計画）に基づき居宅を訪問し、利用者に対し居宅サービス（介護予防サービス）を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日。ただし、及び12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前9時00分から午後5時00分

(事業の内容)

第6条 指定訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、主治医の指示に基づき、要介護者（介護予防にあつては要支援者）の心身の機能の回復を図るため、療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した訪問リハビリテーション計画（介護予防訪問リハビリテーション）を作成するとともに、主要な事項について利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得て、当該計画を利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、神戸市西区、明石市とする。

(利用料その他の費用の額)

- 第8条 この事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定訪問リハビリテーション（指定介護予防訪問リハビリテーション）が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。
 - 3 キャンセルの場合は以下の料金を徴収する。しかし、体調不良や入院等、やむを得ない理由の場合は徴収しない。

区分（片道の距離）	交通費
3. 5km未満	600円
3. 5km以上4. 5km未満	700円
4. 5km以上5. 5km未満	800円
5. 5km以上6. 5km未満	900円
6. 5km以上7. 5km未満	1, 000円
以下1km増すごとに100円を加算	
消費税は別途	

② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	前日までにご連絡のない場合	1 提供当りの料金の 1 0 0 %を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い利用者の同意を得る。

（緊急時における対応方法）

第9条 この事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医への連絡を行い、指示を求める。

（その他運営に関する留意事項）

第10条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修機会を設け、技術の向上に努める。

- 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 事業所は事業に関する諸記録を整備し、そのサービス提供完結の日から5年間保存する。

(虐待防止)

第11条 施設は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 施設における虐待防止のための指針を整備すること。
- 3 施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年1回以上)実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

この規程は、令和7年5月16日から施行する。